

【NOMA行政管理講座(大阪)開催のご案内】

官民境界確定をめぐる法律と実務

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、都市計画や道路などのインフラ整備、それに伴う区画整理において、土地境界の確定は避けて通れない問題です。我が国において現在設定されている土地境界は、元をたどれば明治時代の地租改正事業にまでさかのぼるため、当時の測量技術の限界や記録資料の散逸といった要因から客観的に確定させることが困難であり、度々大きな紛争やトラブルの原因となってきました。こうした事態を回避するためには、自治体の用地行政担当者が、境界確定に関わる正確な法律知識と資料解析のスキルを修得する必要があります。同時に、万一の紛争の際、可能な限り双方に納得性の高い結論を導き出すことのできるスキルも極めて重要となります。

そこで、本セミナーでは、官民境界確定をめぐる法律上の論点から資料の収集・分析に必要な事務知識、紛争をスムーズに解決するための手法まで、具体的な事例もふまえながらわかりやすく解説いたします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をお勧め申し上げます。

敬 具

記

日 時： 令和3年11月25日(木) 13:00~17:00
11月26日(金) 9:30~16:00

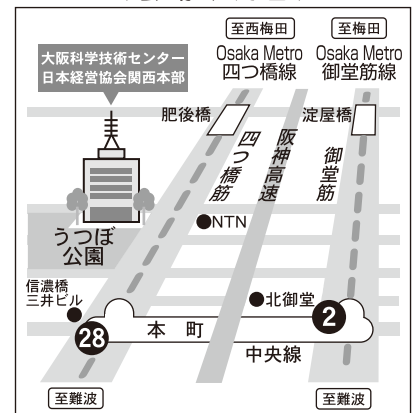
会 場： 本会専用教室 (大阪市西区靱本町1-8-4)
大阪科学技術センタービル内)

講 師： (1日) 赤沢・井奥法律事務所 弁護士 井 奥 圭 介 氏
(2日) 土地家屋調査士 西 田 寛 氏
土地家屋調査士 西 田 修 尋 氏
土地家屋調査士 森 光 広 氏

参加料：	参加料	消費税	合計
(負担金)			
本会会員(1名)	29,000円	2,900円	31,900円
一般(1名)	32,000円	3,200円	35,200円

※銀行振込の手数料は貴団体にてご負担ください。

〈会場案内図〉



- 大阪方面よりお越しの場合
 - ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
- 新大阪方面よりお越しの場合
 - ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分
- なんば方面よりお越しの場合
 - ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
 - ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分

申込方法：裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。
折り返し参加券と振込銀行・口座名を記載した請求書を連絡ご担当者宛にお送り致します。(参加申込は参加券の発送にて確認させていただきます。不着の場合は必ず3日前までに電話でご確認ください。)

なお、参加料は開催日までにご納入賜りますようお願い致します。

・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきますのでご了承ください。

・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

・お納めいただいた参加料は、原則として返却いたしかねますので、参加申込の方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。

キャンセル：開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合でも、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

お申込み
お問合せ先：一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ (担当：原)

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階

TEL 06(6443)6962(直通) FAX 06(6441)4319 メールアドレス ksosaka@noma.or.jp

URL <https://www.noma.or.jp> (※お問合せは、月～金曜日の9:15~17:15にお願い致します)

※境界確定や紛争に関連して、民法・民事訴訟法に関すること、また実務上の課題等についてご質問がございましたら、参加券に同封の質問用紙にご記入の上、10月28日までに本会宛FAXにてお送り下さい。なお、プログラムは一部変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

▶ プログラム ◀

I. 法律と判例事案から見る境界確定の実務

1. 境界確定実務における法律の基礎知識

- (1) 筆界と所有権界の意義
- (2) 筆界と所有権界が異なる場合
- (3) 取得時効
 - ① 占有とは
 - ② 所有の意思とは
 - ③ 時効取得と民法177条
- (4) 所有権登記の効力 — 公示力と公信力 —

2. 境界確定の手続

- (1) 境界確定協議
- (2) 民間ADR
- (3) 民事調停
- (4) 筆界特定
- (5) 境界確定訴訟

3. 境界確定訴訟

- (1) 境界に関する民事訴訟の種類
 - ① 給付訴訟（土地明渡）
 - ② 確認訴訟（土地所有権確認）
 - ③ 形成訴訟（境界確定）
- (2) 境界確定訴訟の当事者
- (3) 境界確定訴訟の流れ
- (4) 判決の効力
- (5) 裁判における境界確定の基準
- (6) その他の問題
 - ① 境界確定協議と境界確定訴訟
 - ② 境界確定訴訟における和解
 - ③ 筆界特定と境界確定訴訟 など

講師紹介

赤沢・井奥法律事務所 弁護士 **井奥圭介氏**

1960年生。1984年東京大学法学部卒業。1985年司法研修所入所（39期）。1987年大阪弁護士会において弁護士登録。

2003年3月から境界問題相談センターおおさか調停委員。2007年4月から2014年3月まで同センター運営委員。2006年1月から2016年1月まで大阪法務局筆界調査委員。

II. 境界確認の資料と分析

— 筆界特定手続きと14条1項地図作成作業の実務を参考として —

1. 境界いろいろ

- (1) 筆界
- (2) 所有権界
- (3) その他の境界
 - ・ 公物管理界

2. 筆界特定手続きの概要

- (1) 筆界特定手続きの流れ
- (2) 対象土地・関係土地
- (3) 申請人等
- (4) 筆界を特定するための資料
- (5) 筆界特定の結果と筆界確定訴訟との関係

3. みんなで考えよう

— 17番土地の範囲はどこ? —

4. 不動産登記法第14条1項地図作成作業の実際

— 都市部における地図混乱地域の是正事例から —

5. 境界紛争事例からの留意点

— ある駅前土地の所有権確認等請求事件を参考として —

講師紹介

土地家屋調査士 **西田寛氏**

1976年1月 大阪府守口市で開業。現在は旭区にて開業。土地境界に関する裁判での境界紛争事件を主な業務として活動。2006年からは大阪法務局筆界調査委員。

土地家屋調査士 **西田修尋氏**

1997年1月 守口市にて開業、現在は旭区にて開業。土地境界に関する裁判での境界紛争事件を主な業務として活動。2014年からは大阪法務局筆界調査委員。

土地家屋調査士 **森光広氏**

1999年3月 茨木市にて開業。2008年からは大阪法務局筆界調査委員。

(3.0)

キ.....リ.....ト.....リ.....線.....

FAX(06)6441-4319 一般社団法人日本経営協会・関西本部(原)宛 (※開催日の10日前までにお申し込みください。)

NOMA「官民境界確定をめぐる法律と実務」参加申込書(7249)			R3. 11/25~26	
(フリガナ) 役所名 (団体)	TEL	()	<input type="checkbox"/> お支払い方法 <input type="checkbox"/> 銀行振込 (通信欄) <input type="checkbox"/> その他	
	FAX	()		
所在地	〒			
フリガナ 参加者氏名	所属部課・役職名	担当経験年数	(該当にレ印をつけてください。) ・参加料 <input type="checkbox"/> 会員(1名) 31,900円 <input type="checkbox"/> 一般(1名) 35,200円 所 属 _____ フリガナ ご連絡担当者 _____	
		年 月		
		年 月		
		年 月		
今後、E-mailによる行政管理講座のご案内をご希望の方は、アドレスをご記入ください。		E-mail :		

(注)太ワクの中をご記入ください。※印は当協会記入欄です。(経験年数は、現在の部課での担当年数をご記入ください。)

※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナー・イベントなど本会事業のご案内(なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。—— □不要)